



7年前の想いを再確認 地雷をなくそう！世界こどもキャンペーン



「地雷をなくそう！世界こどもキャンペーン」では、2月21日（日）に新旭公民館で平和学習会として、戦争の悲惨さを伝えるDVDの上映や地雷廃絶の活動をされている植松智子さんを囲んでの座談会を行いました。また、平成15年2月8・9日に開催された「地雷をなくそう！全国こどもサミット」の際に埋めたタイムカプセルを掘り起こし、7年後の自分に宛てた手紙を開封しました。県外からも参加者があり、貴重な交流の機会となりました。（青少年課）

夜間外出時には反射材を！ ひな祭り交通安全啓発



2月28日（日）、高島警察署と高島交通安全協会女性部の主催による、ひな祭りにちなんだ交通安全啓発が行われました。ひなあられや反射材のキーホルダーを配布し、新入学児童や高齢者に対する優しい運転と夜間外出時における反射材の積極的な利用を呼びかけました。夜間は反射材の使用や明るい色の衣服を着用するなどして、交通事故に遭わないようにしましょう。（交通景観政策課）

市長・教育長に夢を語ろう！ 高島子どもゆめ会議



2月14日（日）、小中学生27人が自分の夢や高島市についての意見を書いた作文を持ち寄り、高島子どもゆめ会議が開催されました。通学路、未来の仕事、高島市の良いところなど、市長と教育長に様々な質問をし、意見を交わしました。地域の一員として、堂々と発言する子どもたちの頼もしい姿が印象的でした。（高島市青少年育成市民会議）

公衆衛生の推進に貢献 滋賀県公衆衛生事業功労者表彰



2月18日（木）に行われた「第40回滋賀県公衆衛生学会」で、次の方々が滋賀県公衆衛生事業功労者として、（財）滋賀県健康づくり財団理事長表彰を受けられました。（健康推進課）

- ◎医師 本多 朋仁さん
長年にわたり、地域住民の疾病予防と健康管理に努めるとともに、地域医療の崩壊阻止にご尽力いただきました。
- ◎歯科医師 藤本 篤さん
長年にわたり、地域歯科医療の発展および公衆衛生事業の推進に貢献されました。
- ◎健康推進員 谷口エツ子さん
長年にわたり、地域における食生活改善の推進活動や運動の必要性の普及啓発等を行い、市民の健康意識向上に貢献されました。

リサイクルの推進を エコキャップ回収ボックスを設置



環境を守るいまづの会では、今津地域のまちづくり事業の一つとして、このほど今津地域内の小・中学校や保育園などにエコキャップ専用の透明な回収ボックスを設置しました。

エコキャップとは、ペットボトルのキャップのことで、回収されたキャップは、「NPO法人エコキャップ推進協会」を通じて売却され、その収益金は「NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付され、感染症を予防するワクチンとして発展途上国に届けられます。

また、エコキャップは再資源化され、花を植えるプランターやボールペン、チリトリなどにリサイクルされます。

豊かな自然を守るため、CO2削減のための具体的な行動の一つとして、エコキャップ回収の取り組みにご協力をお願いします。（環境を守るいまづの会）

○エコキャップ回収ボックス設置場所
今津東小学校、今津北小学校、今津西小学校、今津中学校、高島高校、今津東保育園、愛隣保育園、なないろ保育園、今津幼稚園、市役所今津支所、今津東コミュニティセンター、今津北コミュニティセンター、今津図書館

福祉総合交通利用助成のお知らせ

市では、障害者手帳の交付を受けている方や要介護・要支援認定を受けている方、また75歳以上でひとり暮らしの方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

- 【対象者】
市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次に該当する方
- ①障がい者
・身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（②重度障害者以外）の方または肢体不自由3級の方
・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方
 - ②重度障がい者
・身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級の方
・療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
 - ③介護保険要介護・要支援認定者
 - ④満75歳以上でひとり暮らしの方
 - ⑤満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯の方で満75歳以上の方

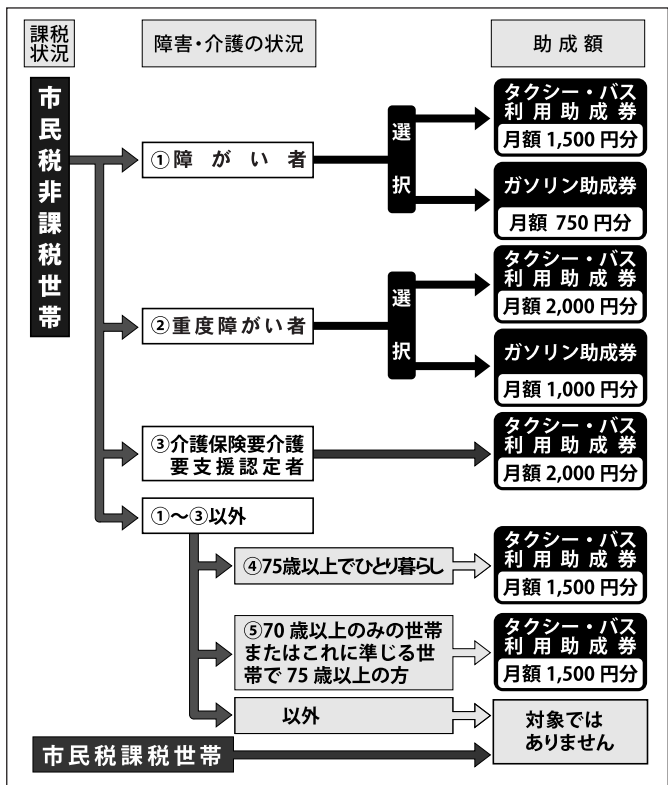
- 【助成額など】
- ◎タクシー・バス利用助成券
A. 対象者のうち①、④、⑤の方 : 月額1,500円分
B. 対象者のうち②、③の方 : 月額2,000円分
 - ◎ガソリン助成券
A. 対象者のうち①の方 : 月額 750円分
B. 対象者のうち②の方 : 月額1,000円分
- ※①、②の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のどちらかを選んでいただきます。

介護用品助成のお知らせ

寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

- 【助成券交付額】
〈60歳以上または要介護認定のある方の場合〉
- ①市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 : 月額5,000円
 - ②市民税非課税世帯で①以外の方 : 月額3,000円
 - ③市民税課税世帯の方 : 月額1,000円
- 〈①②③以外で障害者手帳の交付を受けている方等の場合〉
- ④介護用品使用者本人が20歳未満の方 : 月額5,000円
 - ⑤市民税非課税世帯で④以外の方 : 月額3,000円
 - ⑥市民税課税世帯で④以外の方 : 月額1,000円

【助成券で購入できる介護用品】
紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート ※助成券は、市内の協力店でのみお使いいただけます。



【申請方法】
障がいのある方は障害者手帳を、要介護・要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証をお持ちのうえ、障害福祉課・長寿介護課または各保健センター（朽木地域は朽木支所）へお越しください。

図①②の方 : 障害福祉課 ☎(25)8516
③④⑤の方 : 長寿介護課 ☎(25)8029

【申請方法】
申請書には、介護保険のサービスを利用している方は、利用している居宅介護支援事業所（ケアマネジャーの事業所）の確認印を受けて、またそれ以外の方は民生委員または市保健師の確認印を受けて、提出してください。

図①②③の方 : 長寿介護課 ☎(25)8029
④⑤⑥の方 : 障害福祉課 ☎(25)8516

